

〔特定調達契約用〕

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場
整備運営等事業
入札参加資格審査申請書 提出要領
(設計業務及び工事監理業務)

※ 入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

沖縄県 文化観光スポーツ部 MICE 推進課

目 次

1. はじめに	1
2. 申請の手順	1
3. 入札参加資格申請要件（設計業務・工事監理業務）	
(1) 申請要件	2
(2) 留意事項	2
4. 申請の方法	
(1) 受付期間	3
(2) 申請方法及び郵送先	3
(3) 提出書類一覧表	3
(4) 提出方法及び提出部数	5
(5) 結果の通知	6
(6) 申請以後の変更届	6
(7) 入札参加資格審査申請後の承継	7
(8) 申請上の注意点	7
5. 「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて	8
別表 有資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）	9

1. はじめに

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課が発注する沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業の入札に参加を希望する者で設計業務及び工事監理業務にあたる者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで有効な「沖縄県測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録されている者については、必要ありません。

2. データ申請の手順

提出要領4.(3)提出書類一覧表で書類を揃えてから、申請してください。

1 沖縄県 MICE 推進課のホームページにアクセスする。

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017736.html>



2 「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業」のページにアクセスし、「入札参加資格審査申請書（設計業務・工事監理業務）」のエクセルファイル等をダウンロードする。



3 申請書（エクセルファイル）に必要事項を入力する。



4 申請書をプリントアウトする。



5 申請書等（フラットファイルに綴る。）を提出する。

申請内容に不備等があり、指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できない場合もあります。

3. 入札参加資格申請要件（設計業務・工事監理業務）

（1）申請要件（※基準日は申請日とする。）

次の①から⑨を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務の成果品の品質を粗雑にし、又は粗雑にしたことにより関連する工事若しくは製造等の品質低下を招くなど、不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ④ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑤ 建築関係建設コンサルタント（建築一般）について、直前2年の確定した年間平均実績高（公共事業以外の実績も含む）があること。 ※年間平均実績高の考え方については、この要領の4（7）申請上の注意点若しくは提出様式2「経営規模等総括表」に記載がありますので、ご確認ください。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑦ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑧ 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑨ 建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。

（2）留意事項

- ① 入札参加資格審査申請をした者が次のアからオに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
 - エ 審査の過程若しくは審査終了後、労働基準法など入札参加者が当然に遵守すべき法令に違反があることが明らかになったとき。
 - オ 審査の過程若しくは審査終了後、警察からの通報等により暴力団関係業者であると認められたとき。
- ② 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が14万2千円を下回る者は認められません。（県内業者のみ）
- ③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和7年3月31日までです。

4. 申請の方法

（1）受付期間

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告の日から令和6年8月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とします。 ※郵送の場合は必着

窓口申請の受付時間は、それぞれの日の午前9時から午前11時入室者まで及び午後1時半から午後4時入室者までとします。

（2）申請方法及び郵送先

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課施設整備班 宛

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2077

窓口申請又は郵送申請となります。

（郵送する際の注意事項）

1. 封筒の表面に「入札参加（設計業務・工事監理業務）申請書在中」「会社名」を記入してください。
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の訂正を指定する期日までに行わなかった場合は、資格審査が行えませんので申請書を返却させていただきます。
4. 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。
5. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返送しますので、返信先を記入し切手を貼付した返信用封筒又はレターパックを同封してください。

（3）提出書類一覧表

- ① 次の〈提出書類一覧表〉の順に必要な書類を並べて提出してください。
- ② 様式1～7については、MICE 推進課ホームページに掲載されている様式をダウンロードして作成してください。

【MICE 推進課ホームページ】

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017736.html>

＜提出書類一覧表＞ 提出の際にはこの番号順に並べて提出してください。

No	提出書類等	県内 業者	県外 業者	備 考
1	沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業入札参加資格申請書(設計業務・工事監理業務) (様式1)	○	○	※押印不要
2	経営規模等総括表 (様式2)	○	○	(8) を必ず参照すること
3	実績調書 (様式3)	○	○	請負代金額の合計が様式2の直前第1年度分及び直前第2年度分の決算の合計と同額となること。
4	営業経歴書 (様式4)	○	○	創業年月及び創業後の沿革を記入すること。
5	技術職員有資格者名簿 (様式5)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で在籍する常勤の技術者が対象 ・標準報酬月額が14万2千円を下回る者は、技術者として認められません。(複数企業での社会保険加入は不可) ・有資格区分コード表の資格で該当するものがあれば、申請業種に照らし可能な限り入力。 ・「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に記載してください。
6	商業登記簿謄本の写し	○	○	法人の場合のみ
7	建築士事務所登録証明書 (写し可)	○	○	登録有効期限に注意すること。
8	税務申告の決算書の写し 又は財務諸表 (様式任意) (※1 現況報告書)	○	○	直前2年の確定した年間平均実績高があることを確認できるもの。(8) 参照。
9	[法人(個人)事業税]の 県税納税証明書 ※ <u>直前2期分</u>	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>未納税額がないこと</u>の証明書 (写し可) ・県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出すること
10	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税) 及び (消費税及び地方消費税) ※e-Tax 利用の場合、納税証明データシート(電子データを出力したもの)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>未納税額がないこと</u>の証明書 (写し可) ・様式その3の2 (個人事業者) ・様式その3の3 (法人事業者) ※ e-Tax 利用の場合は、CD-R 又は USB メモリに電子データも保存すること。(データの保存方法についてはNo.1 参照)
11	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の確認書類	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>技術職員有資格者名簿</u>」に記載した資格についてのみ添付することとし、それ以外は添付しない。 ※ 確認書類については、有資格区分コード表(提出要領11頁～)を参照のこと。 ※ 有効期限に注意すること。(更新切れ等)

No	提出書類等	県内 業者	県外 業者	備 考
12	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員及び「業者カード」で常勤の職員とした職員の健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し（船員保険も含む）	○	×	<p>個人事業者（従業員が4人以下）で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し」を添付すること。（事業主のみ、又は家族従業員のみで雇用保険に加入していない場合は「賃金台帳の写し」又は「確定申告書の写し（専従者・給与賃金の氏名欄で確認）」を添付すること。</p> <p>後期高齢者を雇用している場合は、「後期高齢者医療被保険者証の写し」+「賃金台帳（又は源泉徴収票）の写し」か「確定申告書の専従者・給与賃金の氏名欄の写し」</p> <p>給与額の改定などにより標準報酬決定通知書に記載がない者については、「月額変更届の写し」を添付すること。（ただし証明書類の確認上、改定年月11月以前のものに限る）</p>
13	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書の写し	△	△	<p>・令和6年5月分（6月末支払分）まで未納がないことの証明書（写し可）</p> <p>・適用除外業者は提出する必要がありません。</p> <p>・【県内営業所無】で、管轄の年金事務所又は労働基準監督署が証明書を取り扱っていない等の理由により証明書を取得できない場合には、直近の領収書（令和6年5月分）の写しでも可とする。</p>
14	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）又は労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの（写し可）	△	△	
15	※郵送申請の場合のみ。 申請書（副）が入る規格の返却用封筒（切手貼付）又はレター	△	△	返信先を記入すること。配達記録等を希望する場合は、必要額の切手を返信用封筒に貼付する。
16	結果通知書送付用切手（120円分）	○	○	（5）審査結果の通知用。封筒等に貼り付けたりせず、そのまま同封すること。

○：提出が必要な書類 △：該当があれば提出する書類 ×：提出が不要な書類

（４）提出方法及び提出部数

窓口申請又は郵送申請

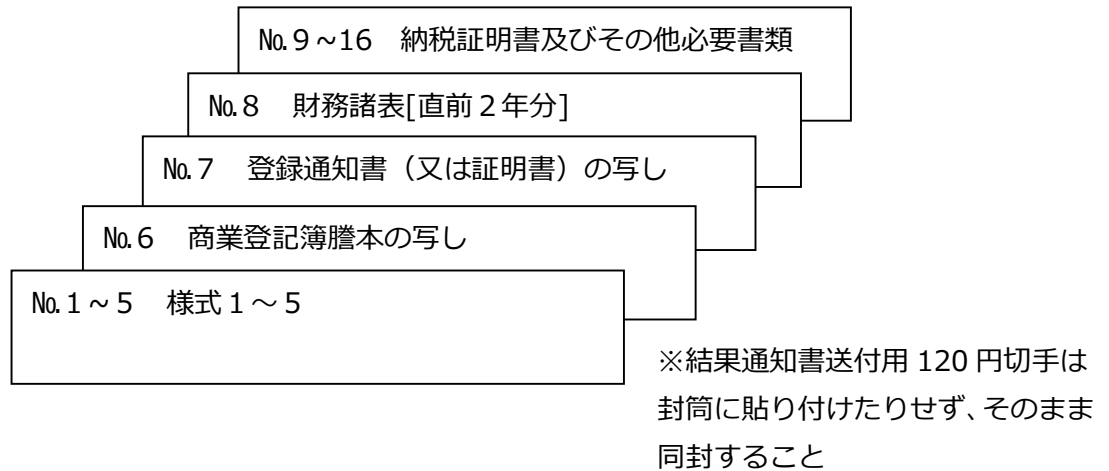
提出物：申請書類等

以下に示すとおり書類を整理し、背表紙と表紙に「商号名称」を記入したA4のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

提出部数：2部（1部は提出用原本（正）、1部は申請者控（副）（写し可） ※（副）は受付後申請者に返却します）

申請書（副 申請者控）は、様式1～4のみの提出も可。（添付書類は不要）

※書留郵便（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。



（５）結果の通知

審査結果は**令和6年9月上旬までに**申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、MICE 推進課施設整備班（TEL：098-866-2077）で、**結果通知後 30 日以内に限り**受け付けます。

（6）申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格（設計業務・工事監理業務）申請後変更届出書（様式6）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

※下記事項以外の変更（技術者の追加、削除等）については、提出の必要はありません。

変更事項	添付（確認）書類
※本社及び沖縄（管轄）営業所	
・商号名称 ・本社の所在地 ・代表者	商業登記簿（写し可） ※法人のみ。個人業者の場合は添付なし。
沖縄（管轄）営業所 ・名称 ・代表者	なし
沖縄（管轄）営業所の所在地	該当事項について確認できる書類（写） 例：県税事務所又は市町村税務担当課へ提出した届出書
本社及び沖縄（管轄）営業所 ・郵便番号 ・電話番号 ・FAX番号	なし
廃業	なし
沖縄（管轄）営業所の新設・廃止	該当事項について確認できる書類（写） 例：県税事務所又は市町村税務担当課へ提出した届出書
業者（事務所）登録の登録・消除	業者（事務所）登録通知（又は証明書）（写）、又は消除通知書（写） ※ただし部門の追加・削除については変更届を提出する必要はありません。

※ 提出部数：1部（必要に応じて申請者の控えも作成してください。）

提出先：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課施設整備班 宛

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（県庁8階） ※郵送可

（7）入札参加資格審査申請後の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、MICE 推進課施設整備班（TEL 098-866-2077）へ 事前にお問い合わせください。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「入札参加資格（設計業務・工事監理業務）承継書（様式7）」の提出が必要となります。

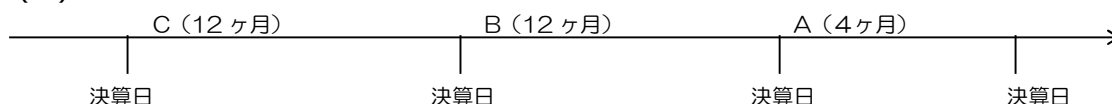
（8）申請上の注意点

様式2： 経営規模等総括表（**税抜き、千円未満切り捨て**）

直前2年の年間平均実績高を記入するにあたり、決算期を変更したため24カ月に満たない場合の年間平均実績高は、次の例のように算出してください。

なお、決算が一期分しかない場合は、当該一期分の半分が二期分の平均実績高になります。

（例）



<p>[直前2年の実績の算式]</p> $\frac{A \text{ の受注金額} + B \text{ の受注金額} + (C \text{ の受注金額} \times \frac{24 \text{ カ月} - (A \text{ の月数} + B \text{ の月数})}{12 \text{ カ月} (C \text{ の月数})})}{2}$ <p>直前2年の平均実績高 = 直前2年の実績 ÷ 2（税抜き、千円未満切り捨て）</p>

なお、上記例の場合は様式2「実績高」の直前第1年度分決算はA(4カ月)を記入し、直前第2年度分決算はB(12カ月) + (Cの受注金額 × ……) の実績とその決算期間 (CからBまでの期間) を記入します。

※決算期を変更したため24ヶ月に満たない場合は、直前2年の実績の算式を確認するため、提出書類No.8「税務申告の決算書の写し又は財務諸表（様式任意）」にて直前3年の確定した年間平均実績高があることを確認する必要がありますので、No.8は必要分提出してください。

5. 「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて

届出を行う技術者の資格は、別紙「有資格区分コード表」のとおり、登録業者名簿の技術者数欄に掲載される資格のみ記入するようになっています。

提出書類等 No.5「技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、この「有資格区分コード表」に従って記入してください。また、1人の技術者が、1級及び2級（建築士等）、士及び士補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、実態より過大な評価にならないよう上位の資格のみ記載するものとなっていますので、この点も申請書類の記入に際して留意ください。

なお、「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も申請書類に必ずご記入ください。

(別表)

有資格区分コード表(測量及び建設コンサルタント等業務)

業種区分	資格区分	コード	資格名	確認書類	根拠法令等
建築	一級建築士	137	一級建築士	免許証の写し	建築士法
	設備設計一級建築士	078	設備設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法
	構造設計一級建築士	079	構造設計一級建築士		建築士法
	二級建築士	238	二級建築士	免許証の写し	建築士法
	その他資格者	062	建築設備士	合格証書の写し	建築士法
		064	建築構造士	登録証の写し	民間資格
		076	建築積算士(建築積算資格者)		民間資格
080		建築コスト管理士	民間資格		
測量	測量士	107	測量士	合格証明書又は登録証明書の写し	測量法
	測量士補	208	測量士補		測量法
土木	技術士	701	技術士:機械部門	登録証の写し	技術士法
		702	技術士:船舶・海洋部門		技術士法
		703	技術士:航空・宇宙部門		技術士法
		704	技術士:電気電子部門		技術士法
		705	技術士:化学部門		技術士法
		706	技術士:繊維部門		技術士法
		707	技術士:金属部門		技術士法
		708	技術士:資源工学部門		技術士法
		722	技術士:建設部門(土質及び基礎)		技術士法
		723	技術士:建設部門(鋼構造及びコンクリート)		技術士法
		724	技術士:建設部門(都市及び地方計画)		技術士法
		725	技術士:建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)		技術士法
		726	技術士:建設部門(港湾及び空港)		技術士法
		727	技術士:建設部門(電力土木)		技術士法
		728	技術士:建設部門(道路)		技術士法
		729	技術士:建設部門(鉄道)		技術士法
		730	技術士:建設部門(トンネル)		技術士法
		731	技術士:建設部門(施工計画、施工設備及び積算)		技術士法
		732	技術士:建設部門(建設環境)		技術士法
		710	技術士:上下水道部門		技術士法
		711	技術士:衛生工学部門		技術士法
		712	技術士:農業部門		技術士法
		713	技術士:森林部門		技術士法
		714	技術士:水産部門		技術士法
		715	技術士:経営工学部門		技術士法
		716	技術士:情報工学部門		技術士法
		717	技術士:応用理学部門		技術士法
		718	技術士:生物工学部門		技術士法
		719	技術士:環境部門		技術士法
		720	技術士:原子力・放射線部門		技術士法
		781	技術士:総合技術管理部門(機械)		技術士法
		782	技術士:総合技術管理部門(船舶・海洋)		技術士法
		783	技術士:総合技術管理部門(航空・宇宙)		技術士法
784	技術士:総合技術管理部門(電気電子)	技術士法			
785	技術士:総合技術管理部門(化学)	技術士法			
786	技術士:総合技術管理部門(繊維)	技術士法			
787	技術士:総合技術管理部門(金属)	技術士法			
788	技術士:総合技術管理部門(資源工学)	技術士法			
789	技術士:総合技術管理部門(建設)	技術士法			
790	技術士:総合技術管理部門(上下水道)	技術士法			
791	技術士:総合技術管理部門(衛生工学)	技術士法			
792	技術士:総合技術管理部門(農業)	技術士法			
793	技術士:総合技術管理部門(林業)	技術士法			
794	技術士:総合技術管理部門(水産)	技術士法			
795	技術士:総合技術管理部門(経営工学)	技術士法			
796	技術士:総合技術管理部門(情報工学)	技術士法			
797	技術士:総合技術管理部門(応用理学)	技術士法			
798	技術士:総合技術管理部門(生物工学)	技術士法			
799	技術士:総合技術管理部門(環境)	技術士法			

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業入札参加資格（設計業務・工事監理業務） 提出要領

RCCM	800	技術士:総合技術管理部門(原子力・放射線)		技術士法	
	751	RCCM:河川、砂防及び海岸・海洋部門		民間資格	
	752	RCCM:港湾及び空港部門		民間資格	
	753	RCCM:電力土木部門		民間資格	
	754	RCCM:道路部門		民間資格	
	755	RCCM:鉄道部門		民間資格	
	756	RCCM:上水道及び工業用水道部門		民間資格	
	757	RCCM:下水道部門		民間資格	
	758	RCCM:農業土木部門		民間資格	
	759	RCCM:森林土木部門		民間資格	
	760	RCCM:水産土木部門		民間資格	
	761	RCCM:廃棄物部門		民間資格	
	762	RCCM:造園部門		民間資格	
	763	RCCM:都市計画及び地方計画部門		民間資格	
	764	RCCM:地質部門		民間資格	
	765	RCCM:土質及び基礎部門		民間資格	
	766	RCCM:鋼構造物及びコンクリート部門		民間資格	
	767	RCCM:トンネル部門		民間資格	
	768	RCCM:施工計画、施工設備及び積算部門		民間資格	
	769	RCCM:建設環境部門		民間資格	
	770	RCCM:機械部門		民間資格	
	771	RCCM:電気電子部門		民間資格	
772	RCCM:建設情報部門		民間資格		
一級土木施工管理技士	113	一級土木施工管理技士		建設業法	
二級土木施工管理技士	214	二級土木施工管理技士(土木)	合格証明書の写し	建設業法	
	215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		建設業法	
その他資格者	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)		建設業法	
	061	地すべり防止工事士	登録証の写し	大臣認定	
	081	コンクリート診断士		民間資格	
	051	土木学会認定技術者(特別上級土木技術者)	認定証の写し	民間資格	
	052	土木学会認定技術者(上級土木技術者)		民間資格	
053	土木学会認定技術者(1級土木技術者)	民間資格			
054	土木鋼構造診断士	登録証の写し	民間資格		
設備	電気系資格者	127	一級電気工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		228	二級電気工事施工管理技士		建設業法
		155	第一種電気工事士	免状の写し	電気工事士法
		256	第二種電気工事士		電気工事士法
		258	電気主任技術者(第1種～第3種)	資格者証の写し	電気事業法
		268	甲種消防設備士(第四類)		消防法
	269	乙種消防設備士(第四類又は第七類)	免状の写し	消防法	
	機械系資格者	129	一級管工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		230	二級管工事施工管理技士		建設業法
		168	甲種消防設備士(第四類を除く)	免状の写し	消防法
169		乙種消防設備士(第四類及び第七類を除く)	消防法		
265	給水装置工事主任技術者	水道法			
補償	不動産鑑定士	071	不動産鑑定士	登録証明書の写し	不動産鑑定評価法
	補償業務管理士	801	補償業務管理士:土地調査部門	登録証の写し	民間資格
		802	補償業務管理士:土地評価部門		民間資格
		803	補償業務管理士:物件部門		民間資格
		804	補償業務管理士:機械工作物部門		民間資格
		805	補償業務管理士:営業補償・特殊補償部門		民間資格
		806	補償業務管理士:事業損失部門		民間資格
		807	補償業務管理士:補償関連部門		民間資格
	808	補償業務管理士:総合補償部門	民間資格		
土地区画整理士	073	土地区画整理士	合格証明書の写し	土地区画整理法	
土地家屋調査士	082	土地家屋調査士	登録証の写し	土地家屋調査士法	
公共用地取得実務経験者	099	—	—	—	
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	登録証の写し	大臣認定
	環境計量士	075	環境計量士		計量法
調査	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士(危険物探査部門)	認定証の写し	民間資格
	磁気探査技士	072	磁気探査技士		民間資格